

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども5	離職	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っている ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は同居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険（失業給付）受給予定 	<p>●健康保険被扶養者認定申請書</p> <p>●世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）</p> <p>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された3か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）</p> <p>※世帯主が被保険者でない場合は世帯全員の住民票（本書）と戸籍謄本（本書）を提出</p> <p>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。</p> <p>●離職票1、2（写）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（両面写）〔前職が公務員〕</p> <p>※取得に時間がかかる場合は、離職日のわかる書類（辞令・健康保険資格喪失証明書等の写）を提出し、後日離職票1、2（写）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者（両面写）〔前職が公務員〕を提出</p> <p>※1年以内に離職した勤務先が他にある場合は、すべての勤務先について以下の書類が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・失業給付を受給していない場合…離職票1、2（本書） ・失業給付を受給していた場合…雇用保険受給資格者証（本書） ・雇用保険に加入していない場合…当健保組合所定様式の雇用証明書（本書） ・申請時前1年の職歴が公務員の場合…当健保組合所定様式の退職証明書（本書）または失業者退職手当受給資格者証（本書） <p>●ハローワークにて手続き後、雇用保険受給資格者証（両面写）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（両面写）〔前職が公務員〕</p> <p>※手続きが終了していない場合は後日提出</p> <p>●年金収入がある場合は年金振込通知書（写）</p> <p>●その他収入がある場合は今後1年間の収入見込み額が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業収入、不動産収入、株等の配当収入がある場合は、前年分確定申告書および損益計算書または収支内訳書含むすべての申告書（写） <p>※基本日額3,612円以上の失業給付を受給する場合、受給開始日から扶養減少する手続きが必要です。</p>